

別紙

諮問第943号

答 申

1 審査会の結論

本件却下処分のうち、被留置者診療簿の留置種別欄について、開示請求等の規定を適用しないとされている個人情報に該当することを理由に開示請求を却下した処分は、取り消すべきものとは認められない。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例第130号）附則3条3項の規定によりなお従前の例によるものとされる同条例附則2条1号の規定による廃止前の東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下、単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「令和〇年〇月〇日より同年〇月〇日までの間、〇〇警察署に勾留、拘束されていた期間、私が外部病院診療所等へ診察治療へ行った際の日付・時間（出発より帰署の詳細）診療部位、施設、病院名についての個人情報、可能なら「投薬品名」、「住所等」の開示」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、警視総監が令和3年5月11日付けで行った開示請求却下処分（以下「本件却下処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

3 本件審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件開示請求に係る保有個人情報は、逮捕が前提となる留置施設において作成される保有個人情報であって、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号（デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による廃止前のもの）。以下「行政機関個人情報保護法」という。）45条1項に規定する司法警察職員が行う処分に係る保有個人情報に該当することから、条例30条の2の規定に基づき本件開示請求を却下したものである。しかしながら、刑事収容施設に収容された者に係る診療情報は開示請求の対象とすべきとする最高裁判所令和3年6

月15日判決（令和2年（行ヒ）第102号）及び東京高等裁判所令和4年4月7日判決（令和3年（行コ）第171号）（以下、併せて「最高裁判決等」という。）を受けて、令和5年6月19日、本件却下処分の一部を取り消したが、その余の却下処分は適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求は、令和4年2月17日に審査会に諮問された。

審査会は、令和5年9月13日に実施機関から理由説明書を、同年10月20日に審査請求人から意見書を收受し、同年10月30日（第175回第三部会）及び同年11月27日（第176回第三部会）に審議した。

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審査会の審議事項について

実施機関は、前記3のとおり令和5年6月19日に本件却下処分を一部取り消し、別表のとおり対象保有個人情報を特定した上で一部開示決定（以下「本件一部開示決定」という。）を行ったが、本件一部開示決定のうち被留置者診療簿（警視庁被留置者留置規程運用要綱（平成26年4月1日通達甲（総．留1．指）第7号）別記様式第5）の留置種別欄（以下「留置種別欄」という。）についてのみ適用除外を理由に本件却下処分を取り消さなかったところ、審査請求人は本件却下処分の取り消しを求めていることから、審査会は、実施機関が留置種別欄について却下処分を取り消さなかったことの妥当性について審議する。

イ 適用除外の趣旨について

条例30条の2は、法律の規定により行政機関個人情報保護法第4章（開示、訂正及び利用停止）の規定を適用しないとされている個人情報については、条例第5章

(保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求等)の規定は適用しない旨定めている。

条例30条の2に該当するものとしては、行政機関個人情報保護法45条1項があり、同項は「前章の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。」と規定している。その趣旨は、これらの保有個人情報には、個人の前科、逮捕歴、勾留歴等を示す情報等が含まれており、開示請求の対象とすると前科等が明らかになる危険性があるなど、逮捕留置者、被疑者等の立場で留置施設等の刑事収容施設に収容されたことのある者等の社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあるため、開示請求の適用除外とされたものと解される。

ウ 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律について

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「刑事収容施設法」という。）1条において、刑事収容施設を刑事施設、留置施設及び海上保安留置施設と定め、2条では被収容者を刑事施設に収容されている者、被留置者を留置施設に留置されている者などと定めている。そして、刑事収容施設法の目的を、刑事収容施設の適正な管理運営を図るとともに、被収容者、被留置者及び海上保安被留置者の人権を尊重しつつ、これらの者の状況に応じた適切な処遇を行うことと定めている。

エ 留置種別欄について適用除外を理由に却下とした処分の妥当性について

実施機関は、留置種別欄について適用除外を理由に本件却下処分を取り消さなかった理由について、留置種別欄にはチェックボックスとともに「勾留前、勾留後、被告人、その他」などと記載されており、これらは被留置者の勾留歴等を示す身分に係る情報であり、最高裁判決等で開示請求の対象とすべきとされた診療情報ではない旨説明する。このため、行政機関個人情報保護法45条1項に定める刑事事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分等に該当すること

を理由に、条例30条の2により適用除外とし、却下を維持したと説明する。

審査会が検討したところ、実施機関において、最高裁判決等の趣旨に鑑み、被留置者に係る診療情報を開示請求の対象とすべきと判断し、自発的に本件却下処分を取り消した判断は首肯できるものであるが、留置種別欄について適用除外を理由に本件却下処分を取り消さなかった判断は以下の理由により是認できない。

被留置者診療簿は、被留置者の留置番号、氏名、生年月日の各欄があるほか、上部に決裁欄があり、診療時間、責任者、診療種別、留置種別、診療先、症状、診断結果、所見措置、診療費の公費私費の別、金額、処理結果、取扱者名などを記載する欄から構成されており、その記載内容から、被留置者が医師の診察・診療を受ける都度、個別に作成されるものであることが認められる。

最高裁判決等は、被収容者が収容中に受けた診療に関する保有個人情報、行政機関個人情報保護法45条1項所定の保有個人情報に当たらず、同法12条1項の規定による開示請求の対象とすべき旨判示している。上記のとおり被留置者診療簿は、被留置者個人が診療を受ける都度作成される文書であり、診療経過を記録することで、被留置者の今後の治療計画や適正な処遇を図る目的、更には診療に要した費用の精算等のために必要な記載をしているものと認められ、診療に直接関係のない情報が記載されると考えるのは困難である。また、留置種別欄を適用除外とする一方で、被留置者診療簿中にある他の「留置」という記載を適用除外としないこととの整合をとることも困難である。

以上のことを踏まえれば、被留置者診療簿を欄ごとに細分化して判断し、留置種別欄のみを診療情報ではないとして適用除外とすることは合理的な判断とは言えず、被留置者診療簿の全体を一つの診療情報に係る保有個人情報として整理した上で、開示すべきでない情報がある場合には、非開示情報として整理すべきである。

そこで、留置種別欄に記載された情報について考えると、同欄は被留置者である審査請求人に対して裁判官から勾留状が発付された事実、又は検察官から起訴された事実などを表す情報であるため、開示することで本人の社会復帰や更生保護上問題となり、本人の不利益になるおそれがある。

したがって、留置種別欄については、これを開示することとなると、留置施設の適正な管理運営を図るとともに、被留置者の人権を尊重しつつ、留置されている者の状況に応じた適切な処遇を行うことを目的とする留置業務等の適正な遂行に支

障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例16条6号を理由に非開示とするのが相当である。

以上のことから、実施機関が留置種別欄について適用除外を理由に却下とした処分については、取り消した上で改めて当該部分を非開示とするのが相当であるが、本件においては、取り消して改めて処分することの法律上の利益はないと解されるので、当該処分は結論において妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亞、徳本 広孝、峰 ひろみ

別表

本件対象 保有個人情報		非開示情報		適用除外 情報	根拠規定
1	被留置者診療簿 (〇〇警察署、留置番号〇〇番) 14件	1	警察職員の氏名及び印影	/	16条2号及び4号
		2	警察職員以外の個人の印影		16条4号
					留置種別欄
2	処方薬服用取扱簿 (〇〇警察署、留置番号〇〇番、服用記録を含む)	1	警察職員の印影	/	16条2号及び4号
		2	留置施設の居室番号		16条4号及び6号
3	別記様式第1の5 (動静、処遇等に関する申出)(〇〇警察署、留置番号〇〇番)2件	1	警察職員の印影	/	16条2号及び4号
		2	確認印欄		16条4号及び6号
4	診断結果表(〇〇警察署)5件	1	警察職員の氏名及び印影	/	16条2号及び4号
		2	留置施設の居室番号		16条4号及び6号
		3	上記以外の非開示とした部分(留置番号欄、氏名欄、血圧欄及び医師所見等欄(いずれも審査請求人欄を除く)並びに欄外の総員、受診者(勾留前、勾留後)及び要医療の人数)		16条2号、4号及び6号